

2. 厚生労働科学研究費補助金研究年度終了報告書表紙

厚生労働科学研究費補助金

地域医療基盤開発推進事業

救急医療等における基盤整備のための情報項目等の標準化に資する研究

令和4年度 総括研究年度終了報告書

研究代表者 久志本成樹

令和5（2023）年 4月

### 3. 厚生労働科学研究費補助金研究年度終了報告書目次

#### 目 次

I . 総括研究年度終了報告 救急医療等における基盤整備のための情報項目等の標準化に資する研究	p. 1
(資料) 関連団体依頼文書	p. 6
II. 分担研究年度終了報告	
研究分担者 田上 隆 日本医科大学大学院医学研究科救急医学分野・准教授	p. 9
研究分担者 中田孝明 千葉大学大学院医学研究院救急集中治療医学・教授	p. 11
研究分担者 松嶋 麻子 名古屋市立大学大学院医学研究科生体総合医療学講座 救命救急医療学分野・教授	p. 13
研究分担者 近藤 久禎 独立行政法人国立病院機構本部 DMAT 事務局・次長	p. 19
研究分担者 福島 英賢 奈良県立医科大学救急医学分野・教授	p. 21
研究分担者 中島 直樹 国立大学法人九州大学病院・教授	p. 23
研究分担者 真野 成康 東北大学病院・教授・薬剤部長	p. 26
III. 研究成果の刊行に関する一覧表	なし

厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）  
総括研究報告書

救急医療等における基盤整備のための情報項目等の標準化に資する研究

研究代表者	久志本成樹	東北大学大学院医学系研究科外科病態学講座救急医学分野・教授
研究分担者	田上隆	日本医科大学大学院医学研究科救急医学分野・准教授
研究分担者	中田孝明	千葉大学大学院医学研究院救急集中治療医学・教授
研究分担者	松嶋麻子	名古屋市立大学大学院医学研究科生体総合医療学講座 救命救急医療学分野・教授
研究分担者	近藤久禎	独立行政法人国立病院機構本部DMAT事務局・次長
研究分担者	福島英賢	奈良県立医科大学救急医学分野・教授
研究分担者	中島直樹	国立大学法人九州大学病院・教授
研究分担者	眞野成康	東北大学病院・教授・薬剤部長

研究要旨：

救急や災害医療において、他の医療機関での検査等を含む医療情報を共有可能となるようにすることは、限られた時間における円滑な医療の提供をすすめ、ひとりひとりの患者の診療に貢献し、医療従事者の負担軽減を図ることに繋がるものと考えられる。救急医療において求められる情報項目等の標準化を推進し、どのような救急・災害医療の現場からもアクセスできるようにすることにより、これらを可能とすることとなる。本研究においては、厚生労働省 健康・医療・介護情報利活用検討会等で検討している項目に基づき、これから救急・災害医療等に必要な情報項目の選定と整理を行うことを目的とした。

方法：1) 厚生労働省 健康・医療・介護情報利活用検討会等で検討している項目をもとにした研究班案（研究班案）作成、2) 研究班案に対する救急・災害医療関連学会・団体からの意見収集、3) 救急・災害医療関連学会および団体からの修正・追加項目案に基づく修正を行った。データソースおよび検討時点におけるデータ利用方法とその可否にかかわらず、救急・災害医療における情報の重要度・必要性と有用性から、以下の3分類として項目選定をした。

1. 全例必須（コア）項目
2. 症例によって必須項目
3. 非必須（任意、非コア）項目

結果：基本情報 11項目、診療情報 20項目、画像・生理機能検査等 11項目を選定した。基本情報11項目中9項目、診療情報20項目中9項目は必須項目であり、標準化利用を可能とすることが求められるものである。血液検査項目として、生活習慣病関連事項との重複を含む40項目を選定したが、いずれも現時点では非必須項目とした。

結論：救急・災害医療における情報の重要度・必要性と有用性から、医療情報と血液検査を選定・整理した。医療情報のさらなる標準化、各情報の適切な電子化共有のためのコード化、システム整備などとともに、適切な活用の視点からのさらなる検討と電子標準化の推進による早期実用化が求められる。

A. 研究目的

救急や災害医療において、他の医療機関での検査等を含む医療情報を共有可能となるようにすることは、限られた時間における円滑な医療の提供をすすめ、ひとりひとりの患者の診療に貢献し、医療従

事者の負担軽減を図ることに繋がるものと考えられる。救急医療において求められる情報項目等の標準化を推進し、どのような救急・災害医療の現場からもアクセスできるようにすることにより、これらを可能とすることとなる。

本研究においては、厚生労働省 健康・医療・介

護情報利活用検討会等で検討している項目、および保健医療情報標準化会議で認定している厚生労働省標準規格の電子的仕様に基づき、1) 救急および災害医療における共有のために必要な情報項目の選定を行うこと、2) 関連団体や学会からの意見収集と確認、パブリックコメント等を得ることにより実効性の高いものとするすることを目的とした。

## B. 研究方法

以下に示す3ステップによる情報項目の選定を行った。

- 1) 厚生労働省 健康・医療・介護情報利活用検討会等で検討している項目をもとにした研究班案作成
  - 2) 救急・災害医療関連学会および団体からの研究班案に対する意見収集
  - 3) 救急・災害医療関連学会および団体からの修正・追加項目案に関する重要度と適用性からの分類

- 1) 厚生労働省 健康・医療・介護情報利活用検討会等で検討している項目をもとにした研究班案作成

## 救急および災害医療における共有のために必要な 情報・検査項目 :

- 1) 診療情報提供書
  - 2) キー画像等を含む退院時サマリー
  - 3) 電子処方箋
  - 4) 健診結果報告書
  - 5) 傷病名（レセプトデータ）
  - 6) アレルギー情報
  - 7) 感染症情報
  - 8) 薬剤禁忌情報
  - 9) 透析関連情報
  - 10) 小児および妊産婦に重要な健康関連情報
  - 11) かかりつけ医療機関および通院情報
  - 12) 診療に関するキーパーソンおよび緊急時連絡先情報
  - 13) 直近の薬剤処方情報（レセプトデータとして反映される前の情報）
  - 14) 臓器提供に関する意思表示情報
  - 15) 終末期の医療・ケアについての意思表明書（リビング・ウィル）および事前指示書

- 16) 宗教的輸血拒否に関する情報
  - 17) 宗教やジェンダー等を含む要配慮情報
  - 18) ワクチン関連情報
  - 19) CT、MRIなどの主要画像検査情報
  - 20) 退院時サマリー等に含まれない以下の情報
    - 心電図
    - 心エコー所見・画像
    - 心臓カテーテル検査所見

厚生労働省 健康・医療・介護情報利活用検討会などで検討している検査項目（資料参照）

- 2) 救急・災害医療関連学会および団体からの研究班案に対する意見収集

下記、救急および災害医療に関する29学会・団体に研究班案に対しての専門的視点からの意見を求めた。

- ・ 日本内科学会
  - ・ 日本小児科学会
  - ・ 日本皮膚科学会
  - ・ 日本精神神経学会
  - ・ 日本外科学会
  - ・ 日本整形外科学会
  - ・ 日本産婦人科学会
  - ・ 日本眼科学会
  - ・ 日本耳鼻咽喉科学会
  - ・ 日本泌尿器科学会
  - ・ 日本脳神経外科学会
  - ・ 日本医学放射線学会
  - ・ 日本麻醉科学会
  - ・ 日本病理学会
  - ・ 日本臨床検査医学会
  - ・ 日本救急医学会
  - ・ 日本形成外科学会
  - ・ 日本リハビリテーション医学会

- ・ 日本臨床救急医学会
- ・ 日本災害医学会
- ・ 日本脳卒中学会
- ・ 日本循環器学会
- ・ 日本集中治療医学会
- ・ 日本プライマリ・ケア連合学会
- ・ 日本看護協会
- ・ 日本薬剤師会
- ・ 日本病院薬剤師会
- ・ 日本外傷学会

3) 救急・災害医療関連学会および団体からの修正・追加項目意見、および重要度・必要性と有用性からの分類

関連学会・団体からの意見・コメント等を研究班構成員による専門的視点からの合議によって、以下のように分類した。

項目分類

1. 基本情報
2. 診療情報
3. 画像・生理機能検査等

さらに、各項目を救急医療等基盤整備のための標準化情報項目としての重要度・必要性と有用性から1~3に分類した。

1. 全例必須（コア）項目：テンプレートを作成し、手入力してでも入力を要する
2. 症例を選択した必須項目：小児や妊産婦、精神科領域患者情報など
3. 非必須（任意、非コア）項目：例. 自動取得可能なら取得する。HL7 FHIR 対応になれば等

C. 研究結果

救急および災害医療に関する28学会・団体から回答があり、以下のように分類した。

1 基本情報

- 年齢
- 性別
- 身長
- 体重
- 嗜好品（酒、たばこ）
- 家族歴
- 緊急連絡先
- 自宅住所
- 健康保険証情報

- 家庭環境、家族の健康状況
  - 宗教等を含む要配慮個人情報
- 家庭環境、家族の健康状況、および宗教等を含む要配慮個人情報を除き、すべてを必須項目とした。

2 診療情報

- 診療情報提供書
- 現病名
- 既往歴
- 手術歴
- 人工デバイス
- 内服
- 注射薬情報
- 薬剤禁忌・アレルギー情報
- 薬剤以外のアレルギー情報
- 小児および妊産婦に重要な健康関連情報
- 在宅医療機器に関する情報
- 前回退院情報
- 小児および妊産婦に重要な健康関連情報
- キー画像等を含む退院時サマリー
- 健診結果報告書
- 透析関連情報
- 宗教的輸血拒否に関する情報
- 終末期の医療・ケアについての意思表明書
- 臓器提供に関する意思表示情報
- ワクチン関連情報

現病名、既往歴、手術歴、人工デバイス、内服、薬剤禁忌・アレルギー情報、薬剤以外のアレルギー情報などの9項目を必須項目とした。

3 画像・生理機能検査等

- 画像検査読影レポート
  - 病理診断レポート
  - 胸部レントゲン画像
  - 脳血管造影画像
  - 頸動脈エコー画像
  - 脳波検査結果
  - CT、MRIなどの主要画像検査情報
  - 心電図
  - 心エコー所見・画像
  - 心臓カテーテル検査所見
- 心電図、心エコー所見・画像、心臓カテーテル検査所見は症例を選択した必須項目とし、その他の項目は非必須とした。一方、すべての項目に関して、今後、早期標準化の必要性を付記した。

#### 4 血液検査項目

1 血液学的検査	白血球数
2 血液学的検査	赤血球数
3 血液学的検査	ヘモグロビン
4 血液学的検査	ヘマトクリット
5 血液学的検査	MCV
6 血液学的検査	血小板数
7 血液学的検査 ン時間 (APTT)	活性化部分トロンボプラスチ
8 血液学的検査	プロトロンビン時間
9 血液学的検査	Dダイマー (DD)
10 生化学的検査	総蛋白 (TP)
11 生化学的検査	アルブミン
12 生化学的検査	クレアチニーゼ (CK)
13 生化学的検査	AST (GOT)
14 生化学的検査	ALT (GPT)
15 生化学的検査	LD (LDH)
16 生化学的検査 (ALP)	アルカリフォスファターゼ
17 生化学的検査	$\gamma$ -GT ( $\gamma$ -GTP)
18 生化学的検査	コリンエステラーゼ (ChE)
19 生化学的検査	アミラーゼ (AMY)
20 生化学的検査	クレアチニン (Cr)
21 生化学的検査	尿素窒素 (BUN)
22 生化学的検査	グルコース (血糖)
23 生化学的検査	HbA1c (NGSP)
24 生化学的検査	ナトリウム (Na)
25 生化学的検査	カリウム (K)
26 生化学的検査	クロール (Cl)
27 生化学的検査	カルシウム (Ca)
28 生化学的検査	総ビリルビン (T-Bil)
29 生化学的検査	直接ビリルビン (D-Bil)
30 生化学的検査	B N P
31 生化学的検査	N T - p r o B N P
32 生化学的検査	C反応性蛋白 (C R P)
33 血液型	血液型-ABO
34 血液型	血液型-Rh
35 血液型	不規則抗体
36 感染症情報	梅毒STS (RPR法)
37 感染症情報	梅毒TP抗体
38 感染症情報	HBs抗原
39 感染症情報	HCV抗体
40 感染症情報	HIV

生活習慣病関連事項との重複を含む40項目を選定したが、いずれも現時点では非必須項目とした。

#### D. 考察

救急や災害医療において、他の医療機関での検査等を含む医療情報を共有可能となるようにすることは、時間が大切な要素となる救急医療の適切な提供をすすめ、ひとりひとりの診療に貢献し、医療従事者の負担軽減を図ることに繋がるものと考えられる。救急医療において求められる情報項目等の標準化を推進し、どのような救急・災害医療の現場からもアクセスできるようにすることにより、これらを大きく推進することとなる。

本研究においては、厚生労働省 健康・医療・介護情報利活用検討会等で検討している項目に基づき、救急および災害医療に関連する学会・団体から、広く意見が提示された。そして、提示された意見・コメント、項目案に対して、救急医療等基盤整備のための標準化情報項目としての重要度・必要性と有用性から分類したものである。

今後、厚生労働省 健康・医療・介護情報利活用検討会等で検討している項目も含めて、以下のように適切に区分することが必要であるものと思われる。

1. 全例必須（コア）項目：テンプレートを作成し、手入力しても入力を要する
2. 症例を選択した必須項目：小児や妊産婦、精神科領域患者情報など
3. 非必須（任意、非コア）項目：例. 自動取得可能なら取得する。HL7 FHIR 対応になれば等。

医療・ヘルスケアデータに関して、マイナンバー等を利用したデジタル標準化が急速に進められている。しかし、救急・災害医療において、整理されていない過剰な情報は診療上有用な情報となり得ないえないことも考えられる。各情報の適切な電子化共有のためのコード化、システム整備などとともに、適切な活用の視点からのさらなる検討と電子標準化の迅速な推進が必要である。

#### E. 結論

救急・災害医療において、他の医療機関での検査等を含む医療情報を共有可能となるようにすることは、限られた時間における円滑な医療の提供をすすめ、ひとりひとりの患者の診療に貢献し、医療従事者の負担軽減を図ることに繋がるものと考えられる。

求められる情報項目等の必要性と診療における適用性を適切に評価し、行政および専門的視点からの電子標準化を推進することが不可欠である。医療情報のさらなる標準化、各情報の適切な電子化共有のためのコード化、システム整備などとともに、適切な活用の視点からのさらなる検討と電子標準化の推進による早期実用化が求められる。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

# 資料

救急および災害医療における共有のために必要な情報項目：

- 1) 診療情報提供書
- 2) キー画像等を含む退院時サマリー
- 3) 電子処方箋
- 4) 健診結果報告書
- 5) 傷病名（レセプトデータ）
- 6) アレルギー情報
- 7) 感染症情報
- 8) 薬剤禁忌情報
- 9) 透析関連情報
- 10) 小児および妊産婦に重要な健康関連情報（関連領域学会より御意見をお願いします）
- 11) かかりつけ医療機関および通院情報
- 12) 診療に関するキーパーソンおよび緊急時連絡先情報
- 13) 直近の薬剤処方情報（レセプトデータとして反映される前の情報）
- 14) 臓器提供に関する意思表示情報
- 15) 終末期の医療・ケアについての意思表明書（リビング・ウィル）および事前指示書
- 16) 宗教的輸血拒否に関する情報
- 17) 宗教やジェンダー等を含む要配慮情報
- 18) ワクチン関連情報
- 19) CT、MRIなどの主要画像検査情報
- 20) 退院時サマリー等に含まれない以下の情報
  - 心電図
  - 心エコー所見・画像
  - 心臓カテーテル検査所見

厚生労働省 健康・医療・介護情報利活用検討会等で検討している検査項目

標準化を進めている電子カルテ情報		生活習慣 病関連の 項目	救急時に 有用な項 目	(参考) 特定健 診項目	臨床検査項目基本コードセット		生活習慣 病関連の 項目	救急時に 有用な項 目	(参考) 特定健 診項目	臨床検査項目基本コードセット		生活習慣 病関連の 項目	救急時に 有用な項 目	(参考) 特定健 診項目
<b>基本情報</b>														
傷 病 名	既往歴		○	○	総蛋白 (TP)	○	○			血液学的検査				
	現病名		○		アルブミン	○	○			血算－白血球数		○		
アレルギー情報			○		クレアチニナーゼ (CK)		○			血算－赤血球数		○	●	
薬剤禁忌情報			○		AST (GOT)	○	○	○		血算－ヘモグロビン	○	○	●	
					ALT (GPT)	○	○	○		血算－ヘマクリット			●	
					LD (LDH)		○			血算－血小板数		○		
					アルカリ fosfataze (ALP)		○			活性化部分トロンボプラスチン時間 (APTT)		○		
					y-GTP (GGT)	○	○	○		プロトロンビン時間		○		
					コレステラーゼ (ChE)		○			Dダイマー (DD)		○		
感染 症 情 報	梅毒STS (RPR法)		○		アミラーゼ (AMY)		○			尿検査				
	梅毒TP抗体		○		クレアチニン (Cre)	○	○	●		尿蛋白	○	○		
	HBs		○		シスタチンC	○				尿糖	○	○		
	HCV		○		尿酸 (UA)	○				尿潜血	○			
	HIV		○		尿素窒素 (BUN)	○	○			蛋白/クレアチニン比 (P/C比)	○			
					グルコース (血糖)	○	○	○		アルブミン/クレアチニン比 (A/C比)	○			
※ 記号は、各データセットにおいて「○：必要」、「●：適宜実施」とされていて記載。 ※ 各項目のデータが記録された日付等もあわせて示す。														
					HbA1c (NGSP)	○	○	○		内分泌学的検査				
					中性脂肪 (TG)	○		○		脳性N a利尿ペフチド (BNP)		○		
					総コレステロール (T-CHO)	○				ヒト脳性ナトリウム利尿ペフチド前駆体N端フラグメント (NT-proBNP)		○		
					HDL-コレステロール (HDL-C)	○		○		甲状腺刺激ホルモン (TSH)		○		
					LDL-コレステロール (LDL-C)	○		○		遊離トリヨードサイロニン (FT3)		○		
					ナトリウム (Na)		○			遊離サイロキシン (FT4)		○		
					カリウム (K)	○	○			免疫学的検査				
					クロール (Cl)		○			C反応性蛋白 (CRP)		○		
					カルシウム (Ca)		○			血液型 - ABO		○		
					総ビリルビン (T-Bil)		○			血液型 - Rh		○		
					直接ビリルビン (D-Bil)		○							

## 救急および災害医療における共有のために必要な情報・検査項目

No	分類	項目	今回会議	予定データソース	コメント
1	基本情報	年齢	1.全例必須（コア）項目	電子カルテ	
2	基本情報	性別	1.全例必須（コア）項目	電子カルテ	
3	基本情報	身長	1.全例必須（コア）項目	電子カルテ	
4	基本情報	体重	1.全例必須（コア）項目	電子カルテ	
5	基本情報	嗜好品（酒、たばこ）	1.全例必須（コア）項目		標準化されるべき項目
6	基本情報	家族歴	1.全例必須（コア）項目		標準化されるべき項目
7	基本情報	緊急連絡先	1.全例必須（コア）項目	電子カルテ	
8	基本情報	自宅住所	1.全例必須（コア）項目		
9	基本情報	健康保険証情報	1.全例必須（コア）項目	電子カルテ	マイナポータルに含まれる。
10	基本情報	家庭環境、家族の健康状況	3.非必須（任意）項目		標準化されるべき項目
11	基本情報	宗教等を含む要配慮個人情報	3.非必須（任意）項目		標準化されるべき項目
12	診療情報	診療情報提供書	3.非必須（任意）項目	電子カルテ	HL7 FHIRの形式によって提供されることが予想される。
13	診療情報	現病名	1.全例必須（コア）項目		ICD-10
14	診療情報	既往歴	1.全例必須（コア）項目		ICD-10
15	診療情報	手術歴	1.全例必須（コア）項目		標準化されるべき項目
16	診療情報	人工デバイス	1.全例必須（コア）項目		標準化されるべき項目
17	診療情報	内服	1.全例必須（コア）項目	レセプト	
18	診療情報	注射薬情報	3.非必須（任意）項目	レセプト	
19	診療情報	薬剤禁忌・アレルギー情報	1.全例必須（コア）項目		標準化されるべき項目
20	診療情報	薬剤以外のアレルギー情報	1.全例必須（コア）項目		アレルゲンのコード化が必要である。
21	診療情報	小児および妊産婦に重要な健康関連情報	2.症例を選択した必須項目		「電子版母子健康手帳」の項目
22	診療情報	在宅医療機器に関する情報	3.非必須（任意）項目		標準化されるべき項目
23	診療情報	前回退院情報	3.非必須（任意）項目	DPCデータ様式1	退院時転帰 ADL スコア JCS Rankin Scale
24	診療情報	小児および妊産婦に重要な健康関連情報	2.症例を選択した必須項目		母子健康手帳項目 日本妊産婦人科学会および日本小児科学会と連携して標準化作業が必要である。
25	診療情報	キービジュアル等を含む退院時サマリー	3.非必須（任意）項目		標準化されるべき項目
26	診療情報	健診結果報告書	3.非必須（任意）項目		
27	診療情報	透析関連情報	2.症例を選択した必須項目		標準化されるべき項目
28	診療情報	宗教的輸血拒否に関する情報	1.全例必須（コア）項目		標準化されるべき項目
29	診療情報	終末期の医療・ケアについての意思表明書	3.非必須（任意）項目		標準化されるべき項目
30	診療情報	臓器提供に関する意思表示情報	1.全例必須（コア）項目		
31	診療情報	ワクチン関連情報	3.非必須（任意）項目		標準化されるべき項目
32	画像・生理機能検査等	画像検査読影レポート	3.非必須（任意）項目		標準化されるべき項目
33	画像・生理機能検査等	病理診断レポート	3.非必須（任意）項目		標準化されるべき項目
34	画像・生理機能検査等	胸部レントゲン画像	3.非必須（任意）項目		標準化されるべき項目
35	画像・生理機能検査等	脳血管造影画像	3.非必須（任意）項目		標準化されるべき項目
36	画像・生理機能検査等	頸動脈エコー画像	3.非必須（任意）項目		標準化されるべき項目
37	画像・生理機能検査等	脳波検査結果	3.非必須（任意）項目		標準化されるべき項目
38	画像・生理機能検査等	CT、MRIなどの主要画像検査情報	3.非必須（任意）項目		標準化されるべき項目
39	画像・生理機能検査等	心電図	2.症例を選択した必須項目		標準化されるべき項目
40	画像・生理機能検査等	心エコー所見・画像	2.症例を選択した必須項目		標準化されるべき項目
41	画像・生理機能検査等	心臓カテーテル検査所見	2.症例を選択した必須項目		標準化されるべき項目
42	画像・生理機能検査等	心臓カテーテル検査所見	2.症例を選択した必須項目		標準化されるべき項目

No	分類	項目
1	血液学的検査	血算－白血球数
2	血液学的検査	血算－赤血球数
3	血液学的検査	血算－ヘモグロビン
4	血液学的検査	血算－ヘマトクリット
5	血液学的検査	MCV
6	血液学的検査	血算－血小板数
7	血液学的検査	活性化部分トロンボプラスチン時間 (APTT)
8	血液学的検査	プロトロンビン時間
9	血液学的検査	Dダイマー (DD)
10	生化学的検査	総蛋白 (TP)
11	生化学的検査	アルブミン
12	生化学的検査	クレアチニナーゼ (CK)
13	生化学的検査	AST (GOT)
14	生化学的検査	ALT (GPT)
15	生化学的検査	LD (LDH)
16	生化学的検査	アルカリリフォスファターゼ (ALP)
17	生化学的検査	γ-GT (γ-GTP)
18	生化学的検査	コリンエステラーゼ (ChE)
19	生化学的検査	アミラーゼ (AMY)
20	生化学的検査	クレアチニン (Cr)
21	生化学的検査	尿素窒素 (BUN)
22	生化学的検査	グルコース (血糖)
23	生化学的検査	HbA1c (NGSP)
24	生化学的検査	ナトリウム (Na)
25	生化学的検査	カリウム (K)
26	生化学的検査	クロール (Cl)
27	生化学的検査	カルシウム (Ca)
28	生化学的検査	総ビリルビン (T-Bil)
29	生化学的検査	直接ビリルビン (D-Bil)
30	生化学的検査	B N P
31	生化学的検査	N T - p r o B N P
32	生化学的検査	C反応性蛋白 (C R P)
33	血液型	血液型－ABO
34	血液型	血液型－Rh
35	血液型	不規則抗体
36	感染症情報	梅毒STS (RPR法)
37	感染症情報	梅毒TP抗体
38	感染症情報	HBs抗原
39	感染症情報	HCV抗体
40	感染症情報	HIV

# 厚生労働科学研究費補助金

## 分担研究報告書

### 海外での救急医療等での医療情報利活用に関する調査

研究分担者 田上 隆 日本医科大学武藏小杉病院 救命救急科

#### 研究要旨:

本研究の目的は、シンガポールでの救急医療等での医療情報利活用に関する調査を行い、本研究班がまとめた項目と比較検討することである。Smart Nation を掲げ、IT 先進国のシンガポールでは、2011 年より「One Patient, One Health Record」の理念の実現のため、NEHR (National Electronic Health Record) 導入がすすめられている。NEHR の情報をもちいることで、権限を与えられた医療従事者(医師、看護師、薬剤師)が、患者に対してより安全で、より効果的で、より個人的なケアの提供が可能となる。本研究班が、各学会からの提案を参考にまとめた情報収集項目は、NEHR の項目をほぼ網羅していた。今後は、どのように情報を集約・保存し、救急医療の現場で利活用していくかの議論も重要と考えられる。また不正利用に対する罰則などの整備も必要と考えられる。

#### A. 研究目的

本研究の目的は、シンガポールでの救急医療等での医療情報利活用に関する調査を行い、本研究班がまとめた項目と比較検討することである。

#### B. 研究方法

シンガポール政府が公表している情報及び研究分担者（田上）がシンガポール赴任時に収集し得た情報を集約した  
(<https://www.healthhub.sg/faqs>)。また、詳細事案については、Duke-NUS 大学の Prof. Marcus Ong 氏に ビデオ会議やメールなどで問い合わせを行った。

##### （倫理面への配慮）

本研究は個人情報など倫理面に配慮が必要な調査は行なっていない。

#### C. 研究結果

2011年以降、シンガポールでは「One Patient, One Health Record」を実現するため、公的・私的医療機関へのNEHR (National Electronic Health Record) 導入が進んでいる。保健省が所有し、Integrated Health Information Systems (IHIS) が管理するこのシステムには、さまざまな医療機関にわたる患者の健康記録の概要が集約されている。これにより、権限を与えられた医療従事者は、患者の医療履歴を全体的かつ縦断的に把握することができる。NEHRの情報をもちいることで、権限を与えられた医療従事者(医師、看護師、薬剤師)が、患者に対してより安全で、より効果的で、より個人的なケアの提供が可能となる。権限を与えられた臨床医は、いつでもNEHRから患者の病歴にアクセスすることができ、患者の健康状態を改善するために、より良い情

報に基づいた診断や治療の決定を行うことができる。また、薬剤アレルギーや旅行履歴などの重要な情報を共有でき、患者の安全に対するリスクを最小化することができる。

NEHRには、以下の項目が含まれる。

- 患者情報 (氏名・年齢・性別等)
- 診察履歴
- 入退院歴
- 診断
- 退院時サマリー
- 処方歴
- 手術歴
- 臨床検査報告書
- 放射線レポート
- 予防接種歴
- アレルギー

患者の本システムへの参加は、オプトアウト制度がとられている。また、不正アクセスには、10万シンガポールドル（約1000万円）以下の罰金および/または20年以下の懲役が課される。

#### D・E. 考察・結論

Smart Nationを掲げ、IT先進国のシンガポールでの医療情報利活用の為の項目を調査した。その結果、本研究班が、各学会からの提案を参考にまとめた情報収集項目は、NEHRの項目をほぼ網羅していた。今後は、どのように情報を集約・保存し、救急医療の現場で利活用していくかの議論も重要と考えられる。また不正利用に対する罰則などの整備も必要と考えられる。

#### F. 健康危険情報

(分担研究報告書には記入せずに、総括研究報告書にまとめて記入)

G. 研究発表

1. 論文発表：なし
2. 学会発表：なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

1. 特許取得：なし
2. 実用新案登録：なし
3. その他：なし

## 厚生労働科学研究費補助金

### 分担研究報告書

#### ICT 先進国エストニアでの救急医療等での医療情報利活用に関する調査

研究分担者 中田孝明 千葉大学大学院医学研究院 救急集中治療医学

##### 研究要旨:

エストニアでの救急医療等での医療情報利活用に関する調査を行い、本研究班がまとめた項目と比較検討した。エストニアの医療情報サービスは「e-Health」と呼ばれ患者情報、医療記録、来院記録、病歴等がデータベース化され、必要に応じて患者や医師などの病院関係者が閲覧できる。救急医療用サービスとしては E-Ambulance があり、血液型、アレルギー、既往歴、過去の通院歴、現在の内服薬、妊娠などの”time-critical information”として医師が登録した情報が全て共有される。標準的項目を選定する日本の方針に基づいた本研究班のまとめた項目との直接的な比較はできなかった。項目を選定し固定することに加えて、医師が必要と考える項目を追加的に登録できる仕組みも有効である可能性があると考えられる。

##### A. 研究目的

本研究の目的は、エストニアでの救急医療等での医療情報利活用に関する調査を行い、本研究班がまとめた項目と比較検討することである。

##### B. 研究方法

エストニア政府が公表している情報及び研究分担者（中田）がE-Ambulance開発者とオンライン会議で得た情報を集約した。

##### （倫理面への配慮）

本研究は個人情報など倫理面に配慮が必要な調査は行なっていない。

##### C. 研究結果

###### 1. エストニアにおけるデジタルと医療

エストニアは1991年ソビエトからの独立後、ICT分野に力を注ぎ電子化が急速に進み、現在ではデジタル先進国と呼ばれるまで成長している。2000年から本格化したオンラインサービスは納税にはじまり、教育、電子投票、健康情報や処方箋情報と国民 IDとの連携など行政だけでなく国民生活のあらゆる場面にオンラインサービスを提供している。そのサービスを支えるテクノロジーの仕組みはX-Roadと呼ばれ、省庁や行政機関のデータベースを連携させるために開発されたデータ交換基盤である。X-Roadにより省庁や医療機関などのシステム同士で連携するため、国民の個人データに関しては広範囲にシステム間で紐づけられている。国民は、一度自分の情

報を提出すれば、他の機関に同じ情報を提出する必要がなく、高い利便性がある。

医療分野でもX-Roadを通じて情報が共有されることにより利便性が高まっている。医療情報サービスは「e-Health」と呼ばれ、主な機能として電子患者記録、電子画像管理、電子予約登録、電子処方箋がある。2008年より開始された電子患者記録は、患者情報、医療記録、来院記録、病歴等がデータベース化され、必要に応じて患者や医師などの病院関係者が閲覧できる。電子画像管理はX線やCT画像などのデータが電子患者記録と同様データベース化されている。電子予約登録は、予約情報が各医療機関のシステムと連動しており、患者がオンライン予約できるものである。これらに基づいて、医師は新規で患者を診る場合にも既往歴や過去の診断を参考にし、迅速かつ的確な診察が行えるようになっている。また、2010年からは処方箋が電子化されており、患者はIDカードを提示すれば処方薬がもらえるシステムである。

その医療分野で救急治療に対する試みとして、E-AmbulanceはX-roadシステムを利用し導入された。E-Ambulanceは救急の現場で患者を適切に搬送し、病院到着後素早く適切な医療を施すことを目的としている。

###### 2. E-Ambulance

E-Ambulanceは救急の現場で、特に患者が無意識の状態であっても、迅速に患者情報を救急隊、病院及び医師にシェアすることができるシステムである。患者の通報時に患者の個人

IDコードが明らかになると、瞬時に患者情報がデータベースに照合され、救急隊に、医師が”time-critical information”として登録した情報が共有される。具体例としては血液型、アレルギー、既往歴、過去の通院歴、現在の内服薬、妊娠などの情報が共有される。また、通報時の患者の主訴をもとに緊急救度が緑、黄色、赤の三段階で表示される。救急隊は現場到着前に患者の情報を得ることができ、スムーズな病院選定につながる。また、病院側には患者の背景情報に加えて救急車内でのバイタルなどのリアルタイムの情報も共有されるため、患者到着前から患者の状態を把握することができ、速やかな治療開始の準備ができる。

#### D・E. 考察・結論

血液型、アレルギー、既往歴、過去の通院歴、現在の内服薬、妊娠などの”time-critical information”として医師が登録した情報が全て共有される。標準的項目を選定する日本の方針に基づいた本研究班のまとめた項目との直接的な比較はできなかった。項目を選定し固定することに加えて、医師が必要と考える項目を追加的に登録できる仕組みも有効である可能性があると考えられる。

#### 参考資料

1. <https://ec.europa.eu/cefdigital/wiki/display/CEFDIGITAL/2019/07/29/Estonian+e>

- Ambulance+and+time-critical+health+data
- 2. [https://www.ee.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/eKiirabi.html](https://www.ee.emb-japan.go.jp/itpr_ja/eKiirabi.html)
- 3. <https://www.youtube.com/watch?v=i1HN1sRukms>
- 4. <https://www.newyorker.com/magazine/2017/12/18/estonia-the-digital-republic>
- 5. <https://www.dlri.co.jp/pdf/ld/2020/wt2011.pdf>
- 6. <https://apps.who.int/iris/handle/10665/330201>

#### F. 健康危険情報

(分担研究報告書には記入せずに、総括研究報告書にまとめて記入)

#### G. 研究発表

1. 論文発表：なし
2. 学会発表：なし

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

1. 特許取得：なし
2. 実用新案登録：なし
3. その他：なし

厚生労働科学研究費補助金 (地域医療基盤開発推進研究事業)  
救急医療等における基盤整備のための情報項目等の標準化に資する研究 分担研究報告書

救急医を対象とした情報項目の有用性に関するアンケート調査

研究分担者： 松嶋 麻子

名古屋市立大学大学院 医学研究科 救命救急医学

**研究要旨**

救急・災害医療に関わる現場の救急医にとって、本研究班で作成した標準化情報項目がいつ、どの程度、役に立つかを web アンケートで調査した。日本救急医学会に所属する医師 243 人から回答を得た。患者の属性については、年齢、生年月日、性別に加え、緊急連絡先について過半数が「全例に必要」と回答していた。医療関連情報については透析、妊娠の情報に加え、終末期の医療・ケアの意向について、「来院前（受入れの判断）に必要」の回答が最も多かった。過去の診療情報については「必要時に入手できればよい」との回答が最も多く、情報入手の方法は「マイナンバーカード」が最多だった。その他、介護・福祉に関する情報や担当者の情報が必要との意見も出された。アンケートによって現場の救急医が望む情報とその優先順位を知ることができた。

**A. 研究目的**

救急・災害医療に関わる現場の救急医にとって、本研究班で作成した標準化情報項目がいつ、どの程度、役に立つかを調査する。

期間内に 243 人から回答を得た。

**質問 1 回答者の年齢**

50 歳代 33.3%、40 歳代 30%、60 歳以上 21% と 40 歳以上が回答者の 84% を占めた。

**質問 2 救急科専門医取得の有無**

救急科専門医 85.2%、救急科専攻医は 4.1% だった。

**質問 3 主な勤務地**

救命救急センターの勤務が 50.2%、救命救急センター以外の救急指定病院（二次病院）が 31.3% だった。

**質問 4 患者属性の必要性**

患者属性について、年齢、生年月日、性別、緊急連絡先については、半数以上の回答者が「全例（100%）の患者に必要」と回答していた。自宅住所、健康保険証情報についても半数以上が「全例（100%）の患者に必要」または「多く（80%程度）の患者に必要」と回答していた。一方、身長、体重、嗜好品（酒、たばこなど）、家族歴、家庭環境、宗教・性別等を含む要配慮個人情報については、「全例

**B. 研究方法**

日本救急医学会に所属する医師を対象として Google フォームによる web アンケートを行った。アンケートの回答期間は 2023 年 2 月 27 日～3 月 12 日の 2 週間とした。日本救急医学会の事務局より、会員のメーリングリストを用いてアンケートの URL を送信し、インターネット上で回答を受け付けた。

**（倫理面への配慮）**

本アンケートは個人に関わる詳細な情報収集は行わないため、人を対象とする研究に関する倫理審査の対象にはならないことを名古屋市立大学で確認した。

**C. 研究結果**

(100%)」から「必要ない」まで解答は分かれた。

#### 質問5 医療関連情報の必要性

医療関連の情報がいつ必要かを問う質問では、透析関連情報、妊娠に関する情報、終末期の医療・ケアについての意向は「来院前（受入れの判断）に必要」の回答が最も多かった。現病歴、既往歴、手術歴、人工デバイスの情報、在宅医療機器に関する情報、内服薬の情報、注射薬の情報、ワクチン関連情報、薬剤禁忌・アレルギーの情報、薬剤以外のアレルギーの情報、小児の発育に関する情報、過去の診療情報提供書、退院時サマリー、宗教的輸血拒否に関する情報については「初療中（来院から入院まで）に必要」との回答が最も多く、健康診断結果、臓器提供に関する意向は「入院後に必要」との回答が最も多かった。

#### 質問6 過去の診療情報の必要性

他院で行われた検査結果が入手できる場合、その必要性については、画像検査、超音波検査、生理学検査、血液検査、病理検査のすべてにおいて、「必要時に入手できればよい」との回答が最も多かった。

#### 質問7 患者の情報を得る手段

患者の情報を得る手段を複数回答で尋ねたところ、マイナンバーカード（79%）、健康保険証（68.7%）、運転免許証（52.7%）という回答が多かった。

#### 質問8 その他、必須と思われる項目

自由記載で31件の意見が出され、介護・福祉に関する情報や担当者の情報が必要との意見が多くかった。

#### D. 考察

日本救急医学会に所属する約1万人の医師を対象にwebアンケートを行った。回答者は40歳以上が8割を超え、85%が救急科専門医、80%以上が救命救急センターまたは救急指定病院で勤務する現場経験が豊富な医師の回答と言える。一方、会員約1万人中243名の回答であり、本研究課題に感心の高い医師が回答した、さらにwebアンケートの特性上、Googleアカウントを所有している医師が回

答したというバイアスがかかっていることは否めない。

患者属性は年齢、性別とともに、緊急連絡先が全例に必要との回答が多く、救急現場で患者の治療方針に関わる家族や代諾者との連絡が重要であることを反映した結果と考える。それらの情報と比べ、嗜好品、家族歴、家庭環境、要配慮個人情報では回答のばらつきがあり、緊急性を優先する救急診療の特徴と言えるかもしれない。

医療関連の情報について、透析、妊娠の情報は「来院前（受入れの判断）に必要」との回答が最多であるが、これは透析や妊娠した患者を受け入れるために専門の医療スタッフや病床の確保が必要なことを反映していると思われる。さらに終末期の意向についても「来院前（受入れの判断）に必要」との回答が最多となったことは興味深い。超高齢化社会の中で、積極的な治療を望まない患者については、救急搬送の受け入れを制限する医療機関もあるのかもしれない。

他院で行われた検査結果については、検査の種類に関わらず「必要時に入手できればよい」という回答が多く、様々な患者が訪れる救急外来においては、過去の検査を一律に取得するより、必要に応じて入手できる体制があればよいことが示唆された。

患者の情報を得る手段としては、健康保険証や運転免許証を抜き、マイナンバーカードが最多となった。指紋などの生体認証の回答は20%程度と少數に留まった。マイナンバーカードの普及に伴い情報入手が容易になることが期待されるが、一方でこれらを所持しない患者における情報入手の方法は今後の課題である。

他の意見として、介護・福祉に関する情報やその担当者の情報が必要という意見が出されており、救急搬送が増加する要介護者、要支援者において、受入れ後の治療や入院・転院のためにこれらの情報が重要となっていることが伺える。

今回、救急医学会に所属する医師を対象と

したアンケート調査を行った。救急患者の受け入れには、介護・福祉の情報や会計に関する情報も必要である。様々な救急患者を円滑に受け入れるために、今後、救急医療に関する多職種を対象とした調査も必要と考える。

#### E. 結論

日本救急医学会に所属する医師を対象に標準化項目の有用性について web アンケートを行った。救急患者を円滑に受け入れ、必要な救急医療を提供するために現場の救急医が望む情報とその優先順位を知ることができた。

#### F. 健康危険情報

(分担研究報告書には記入せずに、総括研究報告書にまとめて記入)

#### G. 研究発表 (2020/4/1～2021/3/31 発表)

##### 1. 論文発表

未定

##### 2. 学会発表

未定

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

##### 1. 特許取得

なし

##### 2. 実用新案登録

なし

##### 3. その他

なし

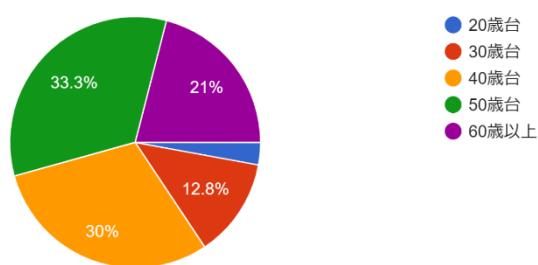
# 「救急医療等における基盤整備のための情報項目等の標準化に資する研究」

## 情報項目等に関するアンケート調査結果

### 質問 1

年齢をご選択ください。

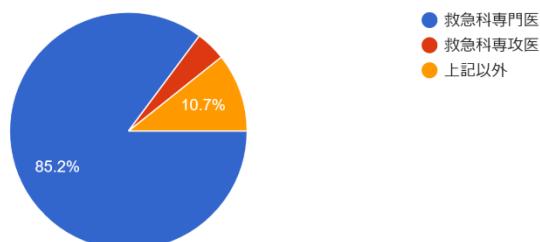
243 件の回答



### 質問 2

救急科専門医取得の有無についてご回答ください。

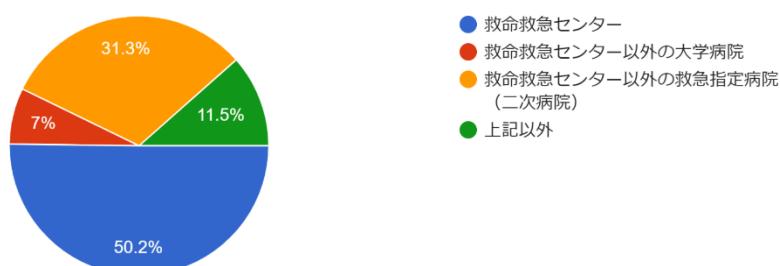
243 件の回答



### 質問 3

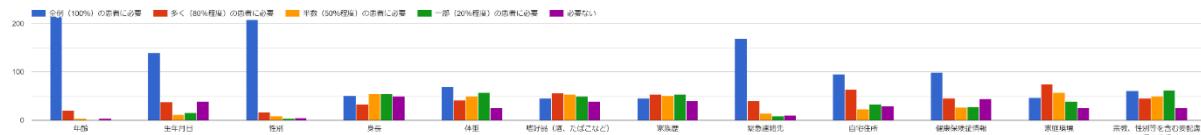
現在の主な勤務施設についてご回答ください。

243 件の回答



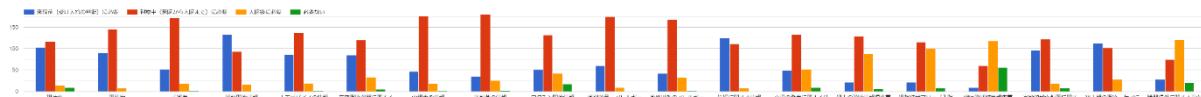
## 質問 4

救急搬送される患者（初診）において、以下の情報項目を必要とする患者の割合を回答者自身の考え方としてご回答ください。



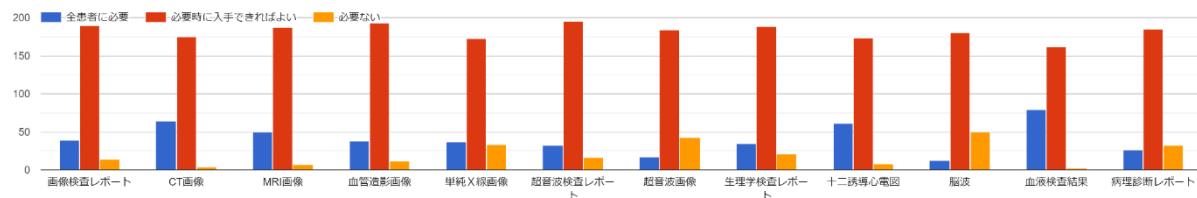
## 質問 5

救急搬送される患者（初診）において、以下の情報項目がいつ必要か、回答者自身の考え方としてご回答ください。



## 質問 6

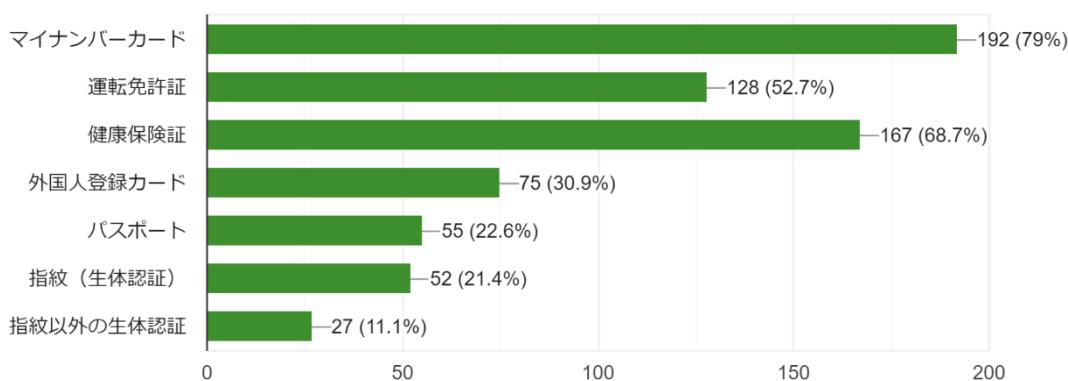
他院で行われた検査結果が入手できる場合、以下の情報項目が初療（来院から入院まで）でどの程度必要か、回答者自身の考え方としてご回答ください。



## 質問 7

上記の情報を得る手段として有用と考えられる方法を選択して下さい。（複数選択可）

243 件の回答



## 質問 8

その他、救急の初療中（来院から入院まで）に必須と思われる項目

- ・身元保証人
- ・診療方針決定権者（キーパーソン）
- ・生活保護担当者
- ・担当ケアマネージャー
- ・通院している医療機関、かかりつけ医
- ・介護度 ADL
- ・介護サービス利用状況
- ・介護認定、身体障害者手帳情報
- ・自殺関連の事案であれば希死念慮の有無。
- ・帰宅手段
- ・社会的入院の希望

厚生労働科学研究費補助金 (地域医療基盤開発推進研究事業)  
救急医療等における基盤整備のための情報項目等の標準化に資する研究 分担研究報告書

災害時における搬送調整に共有すべき医療情報に関する研究

研究分担者：近藤 久禎

研究協力者：松田 宏樹

独立行政法人国立病院機構本部 DMAT 事務局

研究要旨

災害医療における搬送調整には個別情報が必要となる。とりわけ、ドクターヘリ等の希少資源運用の際には、その重要性が増すこととなる。本研究班が先に整理した医療情報項目について、日本 DMAT 隊員インストラクター、タスクを対象に搬送調整における情報項目の必要性についてアンケート調査を行った。その結果、過半数の傷病者搬送で必要とする項目は、1)年齢、2)性別、3)緊急連絡先、4)自宅住所、5)現病歴、6)既往歴、7)人工デバイスの情報、8)内服薬の情報、9)注射薬の情報、10)薬剤禁忌・アレルギーの情報、11)薬剤以外のアレルギーの情報、12)妊娠に関する情報、13)透析関連情報、14)宗教的輸血拒否に関する情報、15)血液検査結果であった。また、ドクターヘリ、小児・周産期関連、慢性透析、精神疾患患者等の希少資源運用を要する搬送においては、16)過去の診療情報提供書、17)在宅医療機器に関する情報、18)退院時サマリー、19)終末期の医療・ケアに関する情報、20)手術歴、21)小児の発育に関する情報項目が必要とされた。一方、血液検査以外の検査結果等は、必要性が乏しいとされたが、まったく不要とは評価されなかった。

A. 研究目的

本研究班が先に整理した医療情報について、災害時の搬送調整で必要な項目を明らかにすること。

B. 研究方法

日本 DMAT インストラクターおよびタスク登録者 292 人に対して、本研究班が先に整理した共有すべき情報項目を提示した。大規模災害時の搬送調整において、様々な搬送対象における必要性を「100%」「80%」「50%」「20%」「0%」の 5 段階でアンケート調査した。なお、搬送対象は、「ドクターヘリ搬送」、「小児・周産期関連」、「慢性透析」、「精神疾患」の患者を設定した。

(倫理面への配慮)

本研究は個人情報等倫理面に配慮が必要な調査は行っていない。

C. 研究結果

インストラクターおよびタスクから 96 の回答を得た。(回収率 32.8%)

過半数の患者において必要とされた項目は、1)年齢、2)性別、3)緊急連絡先、4)自宅住所、5)現病歴、6)既往歴、7)人工デバイスの情報、8)内服薬の情報、9)注射薬の情報、10)薬剤禁忌・アレルギーの情報、11)薬剤以外のアレルギーの情報、12)妊娠に関する情報、13)透析関連情報、14)宗教的輸血拒否に関する情報、15)血液検査結果であった。また、また、ドクターヘリ、小児・周産期関連、慢性透析、精神疾患患者等の希少資源運用を要する搬送においては、16)過去の診療情報提供書、17)在

宅医療機器に関する情報、18)退院時サマリー、19)終末期の医療・ケアに関する情報、20)手術歴、21)小児の発育に関する情報項目が必要とされた。

一方、1)身長、2)体重、3)嗜好、4)家族歴、5)健康保険証情報、6)家庭環境、7)宗教等の要配慮個人情報、8)健康診断結果報告書、9)臓器提供に関する意向、10)ワクチン関連情報のほか、検査項目は血液検査結果以外においては過半数の患者においては必要ではないとされた。

整理した情報項目においてまったく必要性がないという項目はなかった。

D. 考察

災害時の搬送調整、とりわけ希少資源運用に関わる患者対象では、患者を直接診療することのない本部においても、患者と搬送手段と搬送先のマッチングをすることとなる。そのため本部から現場や医療機関で個別情報の共有が必要となる。事前に情報項目の設定をしておくことで、個別情報の伝達にかかるタイムロスの低減につながり、また人為的過誤の抑制も期待できる。

先に整理した情報項目において、まったく必要としない項目はなく、逆説的にはすべての情報項目の必要性が示唆されている。災害時の情報伝達における脆弱性を鑑みると、このような情報項目を電子媒体で事前共有する意義は大きいと考えられ、これらにより搬送調整にかかるマッチングがより精緻なものとなることが期待される。

E. 結論

大規模災害時の搬送調整において必要な情

報項目は、希少資源運用の際に網羅的に包含すると多岐にわたる。搬送調整においてこれら項目を事前に電子共有することは、マッチング等における時間短縮や精緻なオペレーションに大きく寄与することが期待できる。

F. 健康危険情報

(分担研究報告書には記入せずに、総括研究報告書にまとめて記入)

G. 研究発表

1. 論文発表：なし
2. 学会発表：なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

(予定を含む。)

1. 特許取得  
該当なし
2. 実用新案登録  
該当なし
3. その他  
該当なし

## 厚生労働科学研究費補助金

### 分担研究報告書

#### 救急隊が照会先医療機関と共有すべき医療情報に関する研究

研究分担者 福島 英賢 奈良県立医科大学付属病院高度救命救急センター

研究要旨:本研究班が先に整理した、医療情報について救急隊が医療機関に照会する際に必要と考える項目を全国65の消防本部に照会した。その結果、1)年齢、2)性別、3)緊急連絡先、4)自宅住所、5)現病名、6)既往歴、7)手術歴、8)内服内容、9)注射薬情報、10)禁忌薬剤、11)アレルギー、12)小児および妊産婦に重要な健康関連情報、13)在宅医療機器に関する情報、14)前回退院情報、15)透析関連情報、16)終末期の意思表明書が「必須」との回答が圧倒的多数であった。また医療機関への照会にかかる時間を奈良県救急医療管制支援システム:e-MATCHのデータ(2019年1月から12月)を用いて検討したところ、救命救急センターでは中央値2分間、他の救急告示病院では4から6分間であった。救急隊が「必須」と考える共有すべき医療情報の項目数は多く、これらの情報伝達が電子化されることで、現場滞在時間の大幅な短縮が期待できる。また医療機関側にも情報が正しく伝わるという大きな利点がある。

#### A. 研究目的

本研究班が先に整理した、医療情報について救急隊が医療機関に照会する際に必要と考える項目を明らかにする。また、救急医療における病院照会に要する時間を明らかにし、医療情報を電子・共有化することでどの程度短縮が可能かを推測する。

#### B. 研究方法

全国の都道府県の県庁所在地および大学病院が位置する地域の74消防本部へ本研究班が先に整理した共有すべき項目を提示し、救急隊としても必要考えられるものを「必須」「非必須」「不要」のいずれに該当するかを回答頂き、集計した。また医療機関への照会にかかる時間が奈良県救急医療管制支援システム:e-MATCHのデータを用い、照会1回で搬送が決定した事例の照会時間(分)の中央値を求めた。新型コロナ感染症の影響を排除するため、対象期間を2019年1月から12月とした。

##### (倫理面への配慮)

本研究は個人情報など倫理面に配慮が必要な調査は行なっていない。e-MATCHデータの使用については奈良県庁消防救急課の許可を得て使用した。

#### C. 研究結果

65の消防本部より回答を得た(回答率87.8%)。必須とすべき項目としては、1)年齢、2)性別、3)緊急連絡先、4)自宅住所、5)現病名、6)既往歴、7)手術歴、8)内服内容、9)注射薬情報、10)禁忌薬剤、11)アレルギー、12)小児および妊産婦に重要な健康関連情報、13)在宅医療機器に関する情報、14)前回退院情報、15)透析関連情報、16)終末期の意思表明書が「必須」との回答が圧倒的多数であった。その他の項目については「非必須」が多く、臓器提供の意思表示情報は「不要」が多数であった

#### (表1)。

奈良県のe-MATCHデータを用い、1回の照会で搬送先が決定した事例での所要時間(分)の中央値は救命救急センターで2分間、他の救急告示病院では4から6分間であった(表2)。

#### D. 考察

救急隊が医療機関と共有すべき項目として多数が「必須」と回答したものの多くは、医療機関に照会する際に連絡が必要なもの、または医療機関側が求める内容として矛盾はない、と考えられる。これらの項目が電話を通してのやり取りでなく、電子的に共有できることは情報伝達の観点からも非常に重要と考えられる。しかし「必須」と回答した項目数もかなり多く、これらの情報の半分であっても病院への伝達にはかなりの時間を要すると考えられる。奈良県のe-MATCHデータを用いた結果からは二次救急医療機関では4から6分ほどの時間を要しており、現場滞在時間短縮の観点からも情報の共有が貢献できる部分は大きい。消防庁ではマイナンバーカードを用いた救急業務の実証実験が令和4年度に実施されており、その結果が待たれる。また医療機関側も搬送患者が既にカルテがある患者かわからないため、新たにカルテを作成することで、カルテが二重になる、という医療安全的リスクを回避できるのではないかと考えられる(奈良県立医大附属病院では、年間60から80件発生している)。

#### E. 結論

救急隊が「必須」と考える共有すべき医療情報の項目数は多く、これらの情報伝達が電子化されることで、現場滞在時間の大幅な短縮が期待できる。また医療機関側にも情報が正しく伝わるという大きな利点がある。

F. 健康危険情報  
なし

G. 研究発表

1. 論文発表：なし
2. 学会発表：なし

H. 知的財産権の出願・登録状況  
(予定を含む。)

1. 特許取得：なし
2. 実用新案登録：なし

3. その他：なし

# 厚生労働科学研究費補助金

## 分担研究報告書

### 標準的な項目セットの策定と維持に関する研究

研究分担者 中島 直樹 九州大学病院 メディカル・インフォメーションセンター

#### 研究要旨：

本研究の目的は、厚生労働省が進めているデータヘルス改革上の計画であるオンライン資格確認ネットワーク上での3文書6情報のデータ流通のうち、6情報の中の検査情報((救急時に有用な検査、生活習慣病関連の検査))に関して検討した。特に臨床学会が策定してきた生活習慣病項目セット(9臨床団体、策定済み)、および本研究班である久志本成樹班で策定を進めている救急時に有用な検査の項目セットについて、状況を調査した。今後は、これらのデータをどのように医療現場に負担なく標準コード付与をして外部出力できるか、が課題となる。また、これら2領域以外の項目策定も重要と考えられ、どのように展開するかが課題となる。

#### A. 研究目的

本研究の目的は、政府がデータヘルス集中改革プランで構築しているオンライン資格確認ネットワーク（以下、オンライン資格）上での3文書6情報の流通に関して、特に6情報における項目セット（救急・生活習慣項目）の現状調査、課題抽出を行い今後の方向性について検討することである。

#### B. 研究方法

厚生労働省（以下、厚労省）の健康・医療・介護情報利活用検討会、およびその傘下にある医療情報ネットワークの基盤に関するワーキンググループによって、2020年7月に厚労省が公開した「データヘルス集中改革プラン」の実現に向けた検討を行っている。2022年度末までに前者は12回、後者は7回開催されており、調査の対象とした。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09958.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09958.html)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_31425.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31425.html)

また、生活習慣病に関する項目については、現在は臨床系9団体（日本糖尿病学会、日本医療情報学会、日本高血圧学会、日本腎臓学会、日本動脈硬化学会、日本臨床検査医学学会、日本肥満学会、日本糖尿病眼学会、日本糖尿病協会）が策定・管理してきた生活習慣病ミニマム項目セットを調査した。

<https://www.jami.jp/medicalFields/20180ct23.php>

救急項目に関しては、本、久志本班での検討

に関し考察を加えた。

（倫理面への配慮）

本研究は個人情報など倫理面に配慮が必要な調査は行なっていない。

#### C. 研究結果

##### C-1. 政府の方針について

厚労省の「データヘルス集中改革プラン」同プランでは、2023年度には医療施設へ原則義務化されるオンライン資格ネット基盤上で、電子カルテ情報交換サービス（仮称）（以下、電子カルテ情報交換）を介して、3文書6情報を流通することを目指している。3文書については、2022年3月に厚労省標準規格となっている。

表1 3文書6情報について

##### 3文書：

- ① 診療情報提供書
- ② キー画像等を含む退院時サマリー
- ③ 健康診断結果報告書

##### 6情報：

- ① 傷病名
- ② アレルギー情報
- ③ 感染症情報
- ④ 薬剤禁忌情報
- ⑤ 検査情報（救急時に有用な検査、生活習慣病関連の検査）
- ⑥ 処方情報

表1の3文書のうち、健康診断結果報告書には特定健診情報があるが、オンライン資格ネットにあるマイナポータルにレセプト由来の薬剤情報とともにHL7CDAで格納されている（2021年度）

より閲覧可能）。これらは、マイナンバーカードの使用によってスマートフォンで閲覧、あるいはAPI連携によりデータをダウンロードすることが可能である。

その他に2023年5月には、社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会から連携するレセプト情報由来情報として、以下もマイナポータルに格納される予定である。

- ・ 薬剤歴（2021年度より格納済み）
- ・ 受診歴（医療機関名、受診歴）、
- ・ 診療実績（診療年月日、入外等区分、診療識別、診療行為名）
  - 放射線治療、画像診断、病理診断、医学管理等、在宅医療のうち、在宅療養指導管理料、処置のうち、人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流、手術（移植・輸血含む）、入院料のうち、短期滞在手術等基本料）など

残りの2文書（6情報を含めることも可能）は、HL7 FHIRで電子カルテから出力され、電子カルト交換サを介してオンラインネットワーク上で一定期間保存され、医療施設間で共有される。また、6情報は同様にオンラインネットワーク上で一定期間保存され、個人のマイナポータル経由でスマートフォンで活用できる。今後は、民間のPersonal Health Record（以下PHR）事業者によるPHRサービスで活用されることが期待されており、一部のPHR事業者は既にマイナポータルのAPI連携に対応している。

オンラインネット上の保存期間は、2文書については6か月間、6情報については情報種で異なるが、生活習慣や救急関連を含む検査結果は、「時間が経つと変動するものであることを踏まえ、登録日から1年間保存する。また、保存期間が経過した場合であっても、直近3回程度の検査情報を保存する。」とされている。

なお、電子カルト交換サの開始時期は、2023年春の医療DX推進本部の工程表の中で明らかにされる予定である。

これらの検討過程で、6情報のうちの「検査情報（救急時に有用な検査、生活習慣病関連の検査）」については、多数の資料で、臨床学会の検討による旨の記載がある。

#### C-2. 臨床学会/団体によるデータ項目セットの策定（生活習慣病に関する検査結果）

2011年度に日本医療情報学会と日本糖尿病学会の常置合同委員会「糖尿病医療の情報化に関する合同委員会」が設置され、糖尿病ミニマム項目セットが策定された。続いて2014年度までに内閣官房の支援により、4臨床学会が加わり（拡大会議）糖尿病以外に、高血圧症、脂質異常症、慢性腎臓病のミニマム項目セットが策定された。これらは、「コア項目セット」と、コア項目セットを含むユースケースである「自己管理項目セット」から成る。項目名、粒度、単位（表現）の標準化を目指している。4疾患の項目セット相互に整合性をとり、全41項目としている（2023年4月現在）。

この41項目のうち、23項目が検査結果

であり、オンラインネット上で共有する、3文書6情報の「検査結果」に該当する部分となる。

なお、2018年度には、自己管理項目セットの活用例であるPHR推奨設定も策定している。これは、4疾患に関する診療ガイドラインを考慮したリスク管理分類、アラート、リマインド期間などを設定しており、PHR事業者にとり、マイナポータルからPHRへのデータ格納の際の参考となる。

#### C-2. 臨床学会/団体によるデータ項目セットの策定（救急時に有用な検査結果）

オンラインネットワーク上での3文書6情報の共有に関しては、その目的の一つとして、救急時の活用が挙げられている。調査対象の2会議において、救急時の情報閲覧の仕組みの検討が進められた。

特に、「救急専用端末を用いることに加え、閲覧者は、救急医療に携わる有資格者等（医師、歯科医師、薬剤師等）に限定することとし、事前に専用IDを発行する。」を前提として、

- 1) 患者の意思が確認できない場合
- 2) マイナンバーカードを持参していない場合

などの検討がなされている。

これらを踏まえて、本研究班（久志本成樹班）においては、日本救急医学会を中心とした多数の臨床学会へ項目案についてアンケートでの意見聴取を行った。その結果を参考に班会議において、項目の選定を行っている。必須項目と非必須項目に分け、また血液検査として40項目程度を選定している。

#### D. 考察

6情報の「検査結果」では、本研究のC-2、C-3で述べた項目のみが扱われるわけではないが、特に重要項目として優先順位が高い項目として、JLAC10/11などの標準コードの付与や電子カルテからのHL7 FHIRでの外部出力の推進が望まれる。

また、今後は実装された状況でのデータ項目のさらなるブラッシュアップも必要なため、継続的なデータ項目管理体制の確立が望まれる。生活習慣病に関しては、9団体の拡大会議が相当すると思われるが、救急に関する項目に関しても、検討するべき課題である。

これらがHL7 FHIRで流通を始めることは重要なことであるが、それと同時に、各施設での標準コードの付与が大きな課題となる。検査結果の標準コードは、JLAC10/11であるが、現状ではほとんどの病院が対応していない。まずは、これら2領域の項目セットを重点的に標準コード付与する方策が必要と考えられる。

現在のデータヘルス集中改革プランでは、3文書6情報の検査結果には「救急時に有用な検査、生活習慣病関連の検査」と修飾がなされているが、その他の領域の検査結果も、医療の質向上に資することは自明である。本研究で取り上げた2つの領域のデータ項目セットをモデルとして、3文書6情報による効率的な医療の質向上を目指して、各領域の臨床学

会などがデータ項目セットの策定を行い提案することを期待する。

#### E. 結論

政府が進めるデータヘルス改革（あるいは医療DX）において、医療施設間あるいは国民と共有する6情報の中の検査情報のデータ項目セットに関して、生活習慣病系および救急医療系の臨床学会が検討しており、成果が期待される。

#### F. 健康危険情報

（分担研究報告書には記入せずに、総括

研究報告書にまとめて記入）

#### G. 研究発表

1. 論文発表：なし

2. 学会発表：なし

#### H. 知的財産権の出願・登録状況 (予定を含む。)

1. 特許取得：なし

2. 実用新案登録：なし

3. その他：なし

厚生労働科学研究費補助金 (地域医療基盤開発推進研究事業)  
救急医療等における基盤整備のための情報項目等の標準化に資する研究 分担研究報告書

救急医療等に必要な薬剤関連電子情報に関する研究

研究分担者： 眞野 成康  
東北大学病院薬剤部

**研究要旨**

救急医療等で電子薬剤情報を効率的に把握することを目的に、現行のオンライン資格確認等システムや、電子処方箋システムで扱う情報を用いるときの課題を整理した。オンライン資格確認等システムで扱うレセプト情報は直近の情報を反映していないが、電子処方箋システムの情報がそれをカバーできることがわかった。しかしながら、それらの情報は医療機関から院外に発行された外来処方箋の情報であり、院内外来処方や退院時処方、入院中に使用した注射剤を含む薬剤情報は対象ではない。救急医療等における薬剤情報は、搬送時点で患者が服用している薬剤を網羅する必要があることから、対象の拡大が必要である。また、現行システムでは薬剤情報を処方箋形式の一覧として閲覧可能だが、搬送時点で服用中の薬剤を迅速に把握することは困難であり、薬剤情報を電子薬歴等の形式で表示可能なプログラムを構築することが必要である。

**A. 研究目的**

オンライン資格確認等システムや電子処方箋システムの扱う薬剤情報を、救急医療や災害医療で活用するうえでの課題等を整理する。

オンライン資格確認等システムにより、マイナンバーカードの保険証利用が可能となる。

このシステムを利用することで、支払基金・国保中央会の保有する診療・薬剤情報、特定健診情報等を医療機関や薬局で閲覧できる。

**B. 研究方法**

厚生労働省より公表されている関連資料をもとに、オンライン資格確認システムや電子処方箋システムを用いて実施可能なことを調べる。一方で、救急医療等で必要な薬剤情報を、短時間で効率的に確認する場合の課題点を確認する。

閲覧可能な薬剤情報はレセプトから抽出されたものであり、過去3年間に患者に交付された薬剤情報を処方箋形式で確認できる。薬剤情報は、保険薬局で調剤後に患者に交付した薬剤について、レセプトに入力して請求した情報をもとにしている。したがって、得られる情報には1か月程度のラグタイムが生じる可能性があり、直近の情報の入手は難しいことがわかった。

一方、災害時に診療録やお薬手帳等の情報が失われた場合に、慢性疾患等で長期に服用している薬剤の情報を入手可能であり、避難所等での診療において有効に機能する可能性がある。

電子処方箋システムは、オンライン資格確認等システムを基盤とした仕組みであり、医療機関の医師が外来診療時に処方箋を電子処

**C. 研究結果**

(倫理面への配慮)  
本研究は個人情報など倫理面に配慮が必要な調査は行っていない。

方箋管理サービスに送信し、保険薬局の薬剤師がその処方箋に基づいて調剤した結果を電子処方箋管理サービスに送信する。調剤結果は、患者に交付された薬剤情報に相当する。したがって、保険薬局で調剤した情報を適切に電子処方箋管理サービスに送信し、登録することにより、先のレセプト情報で生じるラグタイムを電子処方箋の仕組みで補完可能であった。

しかしながら、電子処方箋システムでは、医療機関から院外に発行された処方箋情報の一部を扱うことになっており（現時点でリフィル処方箋には対応していない）、救急搬送された患者が服用している薬剤の情報を正しく網羅できないことがわかった。また、薬剤情報は、過去に調剤された薬剤が処方箋のような形式で一覧化されたものを閲覧するイメージであり、その日に服用している薬剤を、一覧データから瞬時に理解するのは難しいことがわかった。

#### D. 考察

電子処方箋の仕組みを利用することで、処方オーダー入力時に重複投薬や併用禁忌の有無を確認し、その結果を出力可能である。これは、薬剤名を医薬品コード（YJ コード、レセプト電算コード等）で管理していることにより可能になっている。薬剤名がコード管理され、そのコード変換データベースを利用して電子的にそれらを突合できるのであれば、オンライン資格確認等システムや電子処方箋システムから薬剤情報を使用目的に応じて抽出し、加工することは可能である。例えば、救急搬送された患者が、その時点から数か月前までの期間で交付された薬剤（薬剤の種類や規格等）をどれくらいの期間服用していたか（用法や投与日数等）について、瞬時に確認可能なカレンダー形式（横軸に日付、縦軸に薬剤の種類のようなイメージ）の電子薬歴表として出力することで、救急診療時に迅速に薬剤情報を確認可能になるものと考えられることから、こうしたプログラムの構築が必

要と思われる。

また、現在の電子処方箋システムでは、医療機関から院外に発行された処方箋に関する情報を対象としており、院内外来処方箋や入院患者に使用された注射剤を含む薬剤情報、退院時処方等は対象となっていない。しかしながら、搬送患者が服用している可能性のあるすべての薬剤を網羅するには、こうした薬剤の使用状況を含むよう対象範囲を拡大する必要がある。

#### E. 結論

オンライン資格確認等システムや電子処方箋システムの扱う薬剤情報を、救急医療等で活用するうえでの課題を整理した。その結果、現行の仕組みでは薬剤情報に不足が生じること、搬送時に服用している薬剤情報を瞬時に把握するための電子薬歴情報を作成するプログラムが必要であることが明らかとなった。

#### F. 健康危険情報

なし

#### G. 研究発表（2020/4/1～2021/3/31 発表）

##### 1. 論文発表

なし

##### 2. 学会発表

なし

#### H. 知的財産権の出願・登録状況

（予定を含む。）

##### 1. 特許取得

なし

##### 2. 実用新案登録

なし

##### 3. その他

なし

研究成果の刊行に関する一覧表は、ありません。

厚生労働大臣 殿

令和5年4月4日

機関名 国立大学法人東北大学

所属研究機関長 職名 総長

氏名 大野 英男

次の職員の令和4年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 地域医療基盤開発推進研究事業

2. 研究課題名 救急医療等における基盤整備のための情報項目等の標準化に資する研究

3. 研究者名 (所属部署・職名) 大学院医学系研究科・教授

(氏名・フリガナ) 久志本 成樹・クシモト シゲキ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/> ■	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/> ■	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/> ■	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )	<input type="checkbox"/> ■	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ■ 未受講 □
-------------	------------

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ■ 無 □ (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ■ 無 □ (無の場合は委託先機関: )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ■ 無 □ (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ■ 無 □ (有の場合はその内容: 研究実施の際の留意点を示した。 )

(留意事項)  
・該当する□にチェックを入れること。  
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和5年3月31日

厚生労働大臣 殿

機関名 日本医科大学  
所属研究機関長 職名 学長  
氏名 弦間 昭彦

次の職員の令和4年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 地域医療基盤開発推進研究事業
2. 研究課題名 救急医療等における基盤整備のための情報項目等の標準化に資する研究
3. 研究者名 (所属部署・職名) 大学院医学研究科 救急医学分野・准教授  
(氏名・フリガナ) 田上 隆・タガミ タカシ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/> ■	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/> ■	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/> ■	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称 : )	<input type="checkbox"/> ■	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェック  
クレ一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ■ 未受講 □
-------------	------------

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ■ 無 □ (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ■ 無 □ (無の場合は委託先機関: )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ■ 無 □ (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 □ 無 ■ (有の場合はその内容: )

(留意事項)  
・該当する□にチェックを入れること。  
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣 殿

令和5年5月9日

機関名 国立大学法人千葉大学

所属研究機関長 職名 学長

氏名 中山 俊憲

次の職員の令和4年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 地域医療基盤開発推進研究事業

2. 研究課題名 救急医療等における基盤整備のための情報項目等の標準化に資する研究

3. 研究者名 (所属部署・職名) 大学院医学研究院・教授

(氏名・フリガナ) 中田 孝明 ・ ナカダ タカアキ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/> ■	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/> ■	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/> ■	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称: )	<input type="checkbox"/> ■	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ■ 未受講 □
-------------	------------

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ■ 無 □ (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ■ 無 □ (無の場合は委託先機関: )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ■ 無 □ (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 □ 無 ■ (有の場合はその内容: 研究実施の際の留意点を示した。 )

(留意事項)  
・該当する□にチェックを入れること。  
・分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

厚生労働大臣 殿

2023年 3月 20日

機関名 公立大学法人名古屋市立大学

所属研究機関長 職 名 理事長

氏 名 郡 健二郎

次の職員の令和4年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 地域医療基盤開発推進研究事業

2. 研究課題名 救急医療等における基盤整備のための情報項目等の標準化に資する研究

3. 研究者名 (所属部署・職名) 名古屋市立大学大学院 医学研究科 救命救急医療学 教授

(氏名・フリガナ) 松嶋 麻子・マツシマ アサコ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査 (※ 2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/> ■	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/> ■	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/> ■	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称 : )	<input type="checkbox"/> ■	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

#### その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

#### 5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ■ 未受講 □
-------------	------------

#### 6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ■ 無 □ (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ■ 無 □ (無の場合は委託先機関: )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ■ 無 □ (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 □ 無 ■ (有の場合はその内容: 研究実施の際の留意点を示した。 )

(留意事項) •該当する□にチェックを入れること。  
•分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和 5年 3月 31日

厚生労働大臣 殿

機関名 独立行政法人国立病院機構

所属研究機関長 職名 理事長

氏名 楠岡 英雄

次の職員の令和4年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 地域医療基盤開発推進研究事業2. 研究課題名 救急医療等における基盤整備のための情報項目等の標準化に資する研究

3. 研究者名 (所属部署・職名) 本部 DMAT 事務局 次長

(氏名・フリガナ) 近藤 久禎 コンドウ ヒサヨシ

## 4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称 : )	<input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェック  
クレ一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

## その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 魔止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

## 5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 <input checked="" type="checkbox"/> 未受講 <input type="checkbox"/>
-------------	---

## 6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合は委託先機関: )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> (有の場合はその内容: )

(留意事項) •該当する□にチェックを入れること。

•分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和5年2月1日

厚生労働大臣  
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿  
(国立保健医療科学学院長)

機関名 公立大学法人奈良県立医科大学

所属研究機関長 職名 理事長

氏名 細井 裕司

次の職員の令和4年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 地域医療基盤開発推進研究事業

2. 研究課題名 救急医療等における基盤整備のための情報項目等の標準化に資する研究

3. 研究者名 (所属部署・職名) 救急医学教室・教授

(氏名・フリガナ) 福島 英賢 (フクシマ ヒデタダ)

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/> ■	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/> ■	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/> ■	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称 : )	<input type="checkbox"/> ■	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ■ 未受講 □
-------------	------------

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ■ 無 □ (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ■ 無 □ (無の場合は委託先機関: )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ■ 無 □ (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 □ 無 ■ (有の場合はその内容: )

- (留意事項) •該当する□にチェックを入れること。  
•分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和 5 年 4 月 7 日

厚生労働大臣  
(国立医薬品食品衛生研究所長) 殿  
(国立保健医療科学学院長)

機関名 国立大学法人九州大学

所属研究機関長 職 名 総長

氏 名 石橋 達朗

次の職員の令和 4 年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 地域医療基盤開発推進研究事業

2. 研究課題名 救急医療等における基盤整備のための情報項目等の標準化に資する研究

3. 研究者名 (所属部署・職名) 大学病院メディカル・インフォメーションセンター・教授

(氏名・フリガナ) 中島 直樹・ナカシマ ナオキ

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査 (※2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/> ■	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/> ■	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/> ■	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称 : )	<input type="checkbox"/> ■	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェックし一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ■ 未受講 □
-------------	------------

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ■ 無 □ (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ■ 無 □ (無の場合は委託先機関: )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ■ 無 □ (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 □ 無 ■ (有の場合はその内容: )

- (留意事項) • 該当する□にチェックを入れること。  
• 分担研究者の所属する機関の長も作成すること。

令和5年4月7日

厚生労働大臣殿

機関名 東北大学

所属研究機関長 職名 総長

氏名 大野 英男

次の職員の令和4年度厚生労働科学研究費の調査研究における、倫理審査状況及び利益相反等の管理については以下のとおりです。

1. 研究事業名 地域医療基盤開発推進研究事業

2. 研究課題名 救急医療等における基盤整備のための情報項目等の標準化に資する研究

3. 研究者名 (所属部署・職名) 大学病院・教授・薬剤部長

(氏名・フリガナ) 眞野 成康・マノ ナリヤス

4. 倫理審査の状況

	該当性の有無 有 無	左記で該当がある場合のみ記入 (※1)		
		審査済み	審査した機関	未審査 (※ 2)
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針 (※3)	<input type="checkbox"/> ■	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
遺伝子治療等臨床研究に関する指針	<input type="checkbox"/> ■	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針	<input type="checkbox"/> ■	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
その他、該当する倫理指針があれば記入すること (指針の名称 : )	<input type="checkbox"/> ■	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>

(※1) 当該研究者が当該研究を実施するに当たり遵守すべき倫理指針に関する倫理委員会の審査が済んでいる場合は、「審査済み」にチェック  
クレ一部若しくは全部の審査が完了していない場合は、「未審査」にチェックすること。

その他 (特記事項)

(※2) 未審査に場合は、その理由を記載すること。

(※3) 廃止前の「疫学研究に関する倫理指針」、「臨床研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に準拠する場合は、当該項目に記入すること。

5. 厚生労働分野の研究活動における不正行為への対応について

研究倫理教育の受講状況	受講 ■ 未受講 □
-------------	------------

6. 利益相反の管理

当研究機関におけるCOIの管理に関する規定の策定	有 ■ 無 □ (無の場合はその理由: )
当研究機関におけるCOI委員会設置の有無	有 ■ 無 □ (無の場合は委託先機関: )
当研究に係るCOIについての報告・審査の有無	有 ■ 無 □ (無の場合はその理由: )
当研究に係るCOIについての指導・管理の有無	有 ■ 無 □ (有の場合はその内容: 研究実施の際の留意点を示した。 )

(留意事項) •該当する□にチェックを入れること。  
•分担研究者の所属する機関の長も作成すること。